

ドーピング仲裁と適正手続 — アメリカにおけるケースを中心に —

Doping Arbitration and Due Process of Law — Focusing on the Cases in the United States —

矢 邊 均

【要 旨】

今日のスポーツ界において、オリンピック・ムーブメントの理想を実現するための具体的手段の一つとしてアンチ・ドーピング活動が世界レベルで展開されている。しかし、この活動は、目的達成を優先し、その実務においてアスリートの権利・利益の保護について十分な配慮がなされていない。一旦ドーピング仲裁に告発されると、その裁定の結果いかにかわらず、アスリートの権利・利益に重大な負の影響が及ぶ。本稿では、ドーピング仲裁の問題点について概観するとともに、その問題解決の指針として、ステイト・アクション法理に基づいて、ドーピング仲裁が私的紛争解決手段であるとはいえ、アクターたるADO等が公権力に類似する権限を有していることから、その仲裁手続においていわゆる適正手続が保障されるべきであるという立場から検討を行った。ドーピング仲裁は司法救済と一線を画すものであるが、アンチ・ドーピング活動の目的達成という崇高な理想を実現するために、アスリートの人権侵害が容認されている現状は妥当性を欠いている。あくまで公正公平の観点から仲裁手続における当事者間の利害調整を行う必要がある。そしてそのためには、聴聞等の手続の透明化、アスリートに対する制度的支援、そしてアスリート同士の連携が、ドーピング仲裁手続の改善の糸口となる。

【キーワード】

ドーピング仲裁手続 適正手続 ステイト・アクション

【Abstract】

Anti-doping activities are developing by the world level as one of the concrete means to achieve ideal of Olympic movements. If an athlete is charged in doping arbitration, disadvantage comes to him or her irrespective of the decision. After surveying about problems of doping arbitration, guidelines of these problems solving are considered.

Although doping arbitration is private dispute resolution, ADOs have the power similar

to governmental authorities. So based on state action doctrine, due process of law should be secured in the doping arbitration procedure. In addition to this idea, clear and fair hearing procedure, systems of support to accused athletes and athletes unite are needed.

【Keywords】

doping arbitration procedure due process of law state action

I. 問題の所在

現代におけるスポーツは、特に経済活動と密接なかかわりを持ちその本質を見失いかねない展開をみせている。2020年の東京オリンピック開催に伴うスタジアム建設やエンブレム問題をまのあたりにして、本来的なスポーツの発展とは乖離して経済的利益が様々な思惑のもとで先行し、スポーツの本質を無視しそれをツールとして位置づける傾向は否めない。また、純粋にスポーツが目指す社会的役割が社会の発展によって多様化すること自体を否定することはできないが、建前だけが強調され、その結果社会全体の利益に資するという理想の実現との矛盾もまた様々な場面で表面化してきている。

スポーツのプロ化が進む今日、一般スポーツと次元を異にした高度の成果と頂点を競うことは、ある意味スポーツの理想を実現する一側面として象徴的意味を有しているともいえるが、それが過度の商業ベースにマウントすることによって様々な社会的弊害を産むことにもなっている¹。頂点に立つことは、純粋なアスリートとしてのプライドを充足させるだけでなく、莫大な利益をもたらすことにもつながる。

ほとんどのアスリートが純粋に頂点を目指すなかで、より効率的に栄冠を得ようとする功利的思考に理性が支配され、アスリートの本分を見失い、スポーツを冒涇するとともにアスリートの身体にも悪影響を及ぼすとされるのがドーピングであることは広く知られている。ただし、ドーピングの歴史においてそれは、単にアスリートの単独の行為として位置づけられるわけではなく、国家政策の一環としてなされた事実も存していることもよく知られている。いずれにせよ、ドーピングがスポーツを何らかの利益追求のツールとし、その本来的存在意義を貶める行為であることは明らかである。

その意味でドーピングをすべてのスポーツから排除することは、スポーツの本来的意義を鑑みれば極めて当然であるが、今日の経済社会において経済活動とスポーツが密接に結び付くことを否定することも原理上許されるわけではない。そもそも倫理的色彩が強く、各スポーツ競技独自のルールに支配されることが大前提となっているがゆえに、アスリートの行為自体に対する法的規制は極

めて限定的で、さらにアスリートの法的権利の保護という側面からのアプローチについては十分な検討がなされているとは言い難い状況にある。はじめにルールありきのスポーツにおいては、ワールド内外の問題解決において法が介在する余地は限られていることは確かであるが、アスリートといえども一人の人として法的保護の対象であることには変わらない。

本稿に先立ちアンチ・ドーピングにおける人権侵害についてその手続における構造的問題にする検討²を行ったが、そこにおいて明らかとなったことは、アンチ・ドーピングの理念の実現が優先することによって、本来の人権保護の趣旨になじまず、むしろアンチ・ドーピングの御旗の錦の下で人権侵害が容認されている可能性が高いということである。特に人権の保護において重要とされる適正手続の保障において相当の違和感が存しており、先の検討ではそこからのアプローチが必要であることを示唆するところまでで、具体的検討にまでは至らなかった。そこで本稿では、その点が検討の対象となるが、ひとつの国家の国民として、憲法を頂点とする法システムの下で個人としての権利や利益を保障されている存在としてのアスリートの人権保障について、指導的ケースの豊富なアメリカにおける適正手続をモデルとして検討をすることにより、今日問題とされるべきアンチ・ドーピングにおける人権侵害の解決の糸口を探ることが目的となる。

II. アスリートの権利と適正手続

アスリートがアスリートであるためには、今日ドーピング検査は絶対条件とであり回避できない義務であり、その検査結果いかんによってアスリート生命に致命的な影響が及ぶ。その結果は“運”“不運”というレベルで納得できるようなものではなく、常に明確な根拠と手続によって導き出されたものでなければならない。その意味でアスリートの処遇が適正であるか否かの検討は極めて重要である。以下では、まず検査結果のレポートが提出されそれに基づいて一定の判断・処分がなされるまでのプロセスの適正の問題を概観する。

1. アンチ・ドーピングとその手続における問題

ドーピングは、純粋なスポーツの理念に基づいて厳しく向き合わなければならない問題であることは明白であるが、その取り組みにおいて常に公正が担保されていなければならない。これもまたスポーツの理念に基づくもので、法原理とも共通する前提でもある。不可避のドーピング検査によって得られた結果いかんによって、アスリート人生のすべてに致命的な影響が及びかねないという事実にかんがみ、アスリートの権利、利益をいかに保護すべきかという法的常識の下では、到底看過しえないプロセスが定められているのが、まさにアンチ・ドーピング手続といっても過言ではない。

アンチ・ドーピングの一連の手続において当該アスリートにとって公正を欠く構造的問題につい

てはすでに別稿において概観した。国際オリンピック委員会（IOC）を頂点としたオリンピック・ムーブメントの実現を目的とする活動の延長上にあるアンチ・ドーピング活動においては、目的の実現が最優先し、その手段自体の適正については法的立場からすれば十分な正当性が担保されているとは到底言い難い。そもそも国際競技に参加しようとするアスリートは、自らの純粋な目標を達成するために、自らの努力に由来する次元とはまったく異なる次元での不本意な条件に従わなければならない。参加資格等にとどまらず、アスリートが本来有している様々な利益を放棄することまでをその内容としている。特に注目すべきポイントは、アスリートの参加資格や懲戒等のペナルティに関して紛争が生じた場合、アスリートの属する国内裁判所において司法救済を受ける権利を放棄し、スポーツ仲裁裁判所（Court of Arbitration for Sport : CAS）の強制仲裁（mandatory arbitration）を受けることに同意しなければならない、さらに、ドーピングについては、世界アンチ・ドーピング機関（World Anti-Doping Agency : WADA）が定める世界アンチ・ドーピング規程（World Anti-Doping Code : WADC）³に隷従しなければならないという点である。

国内裁判所における司法救済の放棄については、その紛争の特殊性と自由な意思決定によって正当化し得る場合があるとしても、その意思決定の前提として、常に放棄者にとって一方的で著しく不利な環境を甘受させるものであってはならない。常に公平性が担保されていなければならない。しかし、CAS自体の性格や構成が国際的な公正を担保し得るか否か、その裁定について不服がある場合の適正な機会が極めて限定されており、真実の追究に対する配慮が十分とは言い難いなどの基本的な問題が存している。さらに、WADCにも問題は極めて多い。世界的スタンダードの確立と手続の合理化という側面では評価されても、ドーピング検査の方法、結果の確定までのプロセス、処分、救済等一連の手続においてアスリートの個人としての権利・利益に十分かつ具体的配慮がなされているとは言えない現状が存している。すべてに法的手続との整合性を求めることはスポーツ自体の存立の観点からなじまないであろうことは容易に理解できるところであるが、アスリートの人としての尊厳、人格権、基本的権利・利益という人の根本についてはスポーツの領域といえども法の保護対象であることを否定しえない。それゆえ、実質的な適正手続の保障という法的立場からの精査には十分な意義を見出すことができる。

2. ドーピング仲裁のプロセス

ドーピング検査でドーピング違反と判断された場合、それをまったく争わないことで自らのアスリート生命に潔く終止符を打つこともできる。しかし、自らの潔白を主張しようとする場合、アスリートはそのために極めて重い負担を背負わなければならない。これについては、民事あるいは刑事裁判手続において厳格に認められている、法の支配による保護も、適正手続の保障も、証拠の保護もすべて欠落しているにとどまらず、他の法廷では考えられないような、乗り越えなければならない重大な手続上の障害が存しているという、極めて痛烈な批判もなされている⁴。以下では

その負担について概観する。

(1) 立証責任と合法性の推定

WADCの下でアスリートのドーピング違反の立証はアンチ・ドーピング機関（Anti-Doping Agency：ADO）が行うことになっている⁵。そしてこの立証におけるスタンダードは、“comfortable satisfaction” すなわち“(違反であることが)十分納得できる”程度⁶であることとされる。また、“十分納得できる”程度とは、すべての事案について単なる証拠の優越は超えるべきであるが、合理的疑いの余地のない程度に証明される必要がない程度であるとされる。また、これについて、職務上の不正行為に関する事案においてほとんどの国で適用されている基準とほぼ同じであるという解説が付されている⁷。具体的には、容認された告白、証言、目撃あるいは他の違反の証拠書類等を含むあらゆる信頼できる方法によって違反が証明できるが、大半の場合、WADA公認の検査機関がレポートを提出した時点で、違反の立証責任が果たされたと推定される⁸。

違反の立証がなされたと推定された時点で、それに論駁する立証責任はアスリート側にシフトする⁹。具体的には、違反の立証が国際基準から乖離していることを立証するのだが、これを立証するためには相当の困難を伴う。アスリートは、以下のような詳細な科学的かつ技術的情報を入手しなければならない。すなわち、分析機関の検査のプロセス、用いられた機器や方法、テスト結果の信頼性と正確性、内部の取決め、過程管理、分析機関のスタッフの資格等である¹⁰。ただしこれらの情報のアクセスは、容易に利用できたり、公表されたりするものではなく、権利として保障されてもいないとされている¹¹。

ところで、ドーピング技術が急速に進化、巧妙化しているという状況に対応して、アスリートが立証しなければならない負担を重くする規程の改定が行われてきている。特に2009年のWADCの改定によってアスリートがクリアしなければならないハードルが一気上げられた。2003年のWADCではアスリート側が上記立証の責任を果たしたと判断された場合には、改めて違反が疑われる分析報告（Adverse Analytical Finding）が国際基準から乖離していないことをアンチ・ドーピング機関が立証しなければならなかった¹²。しかし、2009年の改定によって、アスリートは単にADOの違反の立証が検査機関の国際基準（International Standard of Laboratories）から乖離していることを立証するだけでなく、違反が疑われる分析報告がその立証した乖離から当然に生じ得ることまでを立証しなければならなくなった¹³。これによってADOはまさに“十分納得できる”程度の立証さえすればよいことが規程上担保されるに至った。ただこの立証のスタンダードはそもそもいわゆる大陸法圏において採用されていたもので、英米法圏特にアメリカのコモンロー・システムにおいてはダイレクトに採用されていないことが指摘されている¹⁴。

(2) 証拠開示請求権の欠如

アスリートは極めて困難な立証責任を負うが、立証に必要な膨大な情報、証言、専門知識等にアクセスする権利を保障するような規則等は用意されていない。アスリートが提供されるのは

検査結果に関する基本的な情報のみである。アスリートはそれ以外の証拠にアクセスできるのは仲裁パネルの裁量によって追加の開示や精査が許されたときだけに限られる¹⁵。

ドーピングのルールは、専門的あるいはそれ以外の証言を得る機会を規定していない。そもそも通常の民事訴訟においては訴訟当事者双方に証言を得る権利が認められ、その証言が事実認定にふさわしくないという申立てに基づいて裁判所はそれを排除するところまで、証言について厳格性や公平性が法的に担保されている。これと比較すると、ドーピング違反に関する仲裁手続においては、この真偽を慎重に判断するための十分な配慮がなされているとは言い難い¹⁶。ドーピング検査において違反が疑われるという証言を得ようとしても、その証言の公正な機会が与えられておらず、仲裁パネルが証人を召喚する権限を有していても、その証言の公正を厳格に担保するための職権上の権限を裁判官のように有していないということは、アスリートの権利・利益の保護の観点から重大かつ深刻な問題と言わざるを得ないという批判がなされている¹⁷。

上記から、ドーピング仲裁において証拠開示は意図的に制限されているととらえられる¹⁸ところであるが、実際CASやWADAの規定のいずれにも研究機関のコンプライアンスを確かめることを困難にするような重要なデータや証言を開示したりそれらにアクセスしたりする証拠開示請求を担保するものはない¹⁹。そしてかような背景には、特に科学技術上複雑な審理を必要とする煩雑で時間のかかる仲裁における裁定までのプロセスを効率化するという意図があるという指摘がなされ、それゆえ多くのケースにおいて、追加の証拠開示が公正な審理のために必要であるとする主張がなされている²⁰。

(3) 専門知識へのアクセスの障害

Landis事件は少なからずドーピング違反の仲裁手続に影響を与えたといえる事例のひとつが、WADAの公認研究機関のディレクターの倫理規定 (Code of Ethics) に関する問題である。この規定はいみじくもLandisの弁護士が沈黙の規定 (Code of Silence) と呼び、アスリートが自らの重い立証責任を果たす上で研究機関の検査の誤りを確認するためにその情報を得るための請求をしても、この規定によりそれに対する証言等が禁じられている²¹ことを指摘する根拠になったものである。

Landis事件後この規定の表現が修正された。研究機関のスタッフは仲裁法廷の面前で当事者の求めにおいて独自の科学的に妥当な専門的な証言をしなければならないとしながらも、研究機関のエキスパートはいずれの当事者のための代弁者であってはならない²²という内容であった。しかしこの修正は結局のところアスリートにとって何の利益をもたらすものではなく、体裁を整えWADAの保身を図るものに過ぎなかった。

(4) 通常裁判との格差

通常裁判においては、その勝敗が先例によって大きく左右され、法的安定性も担保されている。したがって、重大な法的根拠が新たに示されない限り、コモンロー上もエクイティ上も前判決の効

力は原則維持される。ところが、ドーピング仲裁については、その法的常識が通用しない。

アスリートにとってドーピング検査がISLに違反していることを立証することは、その反証がなされない限り相手側にとって致命的な敗因となりうることを意味するはずである。また、仲裁法廷においてパネルが、停止条件付で今度このようなことがあればアスリート側に有利な判断をせざるを得ないというような勧告的意見を述べたとしても、それが別の仲裁にストレートに影響を与えることはほとんどない。Landis事件もしかりであった²³。覆審のシステムが採用され、パネルの意見が上訴仲裁にダイレクトに引き継がれることはなく、前審の勧告的意見はCASの仲裁においては致命的なものとはなりえない。しかも、2009年のWADCの改定によって、アスリートが勝訴する可能性は極めて低くなり、かつその負担が増大したことはすでに述べたとおりである。

Ⅲ. ドーピング仲裁手続における憲法的保障の適用可能性

アンチ・ドーピング活動の主体は国家機関や国際機関のような公的機関というわけではない。しかし、全世界のアスリートに対してその権限を及ぼすことができ、本質的に国際社会において独占的立場にあることから、準公的機関として位置づけられるのではないかという指摘²⁴がなされている。上で概観したように、いわゆる訴追と同様の立場にあるアスリートにとって、仲裁手続は通常の司法システムのような権利保護について十分とは言えず、権利を確実に保護するために十分な審理が尽くされているとは言い難い。アスリートにとっては、ドーピング違反の裁定を下されることは、刑事裁判において有罪判決を受けるのほとんど変わらない。その意味でこれはまさに基本的人権にかかわる問題としてとらえるべきであるという主張が当然になされている²⁵。アスリートが自ら選んだ職業において働く権利、財産権、自由権等、国内外における裁判所で刑事告訴において必然的に不利益を被る可能性の高い権利・利益すべてが、仲裁手続においては常に危険にさらされるといっても過言ではない。

しかし、かような危険な事実が存していても、アンチ・ドーピング機関は、私法に基づいて、法的な扱いがなされ、地位が与えられてきた。この機関の存立の根拠となる法は、いわゆる公法や憲法ではないという客観的事実が常に優先し、裁判所はこのケースへの干渉をできるだけ回避しようというスタンスが根強かった²⁶。例えば、アメリカオリンピック委員会（United States Olympic Committee : USOC）やアメリカアンチ・ドーピング機関（USADA）をステイト・アクター（state actor）と見做そうとする試みが繰り返しなされてきている。この根拠は、同委員会と議会が互いに影響しあい密接にかかわりを持っているという事実関係²⁷に基づいている。しかも、アメリカアンチ・ドーピング機関はその使命を全うするうえで、連邦法や州法とのかかわりをますます強くしていることは、目的達成のための手段という側面から考えれば当然ともされる²⁸。そこでで

下では連邦憲法に基づくアスリートの権利の保護という観点からの若干の検討を行う。

1. ステイト・アクション (state action) の法理の適用可能性

(1) ステイト・アクションの法理

憲法による権利保障を実現する上での連邦憲法上の根拠のひとつとして重要とされるのが、修正14条のいわゆるデュー・プロセス（適正手続）条項（due process clause）であることはよく知られている。連邦憲法は、「州は何人からも、法の適正な過程によらずして、その生命、自由または財産を奪ってはならない、また州は、その法域内にある者に対して法の平等な保護を拒んではならない」²⁹と規定し、アクターたる州の行為から個人の権利を具体的かつ積極的に保護することを宣言している。

ここで問題とされるのがいわゆるアクターの行為が、まさに州の行為かそれと同視される行為でなければならないという点である。アクターが州ではない場合、その性格とその行為の特性そしてそれによって生じた結果自体の違法の重大性とその性質について審査がなされ、そのうえでステイト・アクションであると判断されれば、侵害行為が憲法の保護の対象となる。規定としては明快であるが、アクターがダイレクトに州ではない場合には特にハードルが高い。

(2) ステイト・アクションの法理の適用の意義

アスリートがアメリカ国内のドーピング仲裁手続において自らの権利・利益を十分に守ることができないのであれば、一国民としてデュー・プロセス条項違反を争い保護を求めて司法救済に訴えることが切り札とならざるを得ない。その前提としてUSADAの行為がステイト・アクションであると判断されなければならない。それをいかに法的に推論するか重大なテーマであり、その指針となるのがMathews事件判決³⁰において示された、3要素のバランスングテスト（balancing test）であるとされる。

アスリートが一国民として有する権利は、いわゆる刑事被告人が一般に有している基本的人権のカテゴリーのものとして認識されてしかるべきで、ドーピング仲裁手続において危機に晒される権利——プロとして競技に参加する自由やそれによって得られる財産、利益、名誉、就業の機会等——もそこに含まれると考えられる³¹。これらの権利、利益を侵害するアクターが連邦や州であればデュー・プロセス条項違反とされる可能性が高い。その判断の基準として示されたのが、3要素のバランスングテストであり、現在でも極めて重要視されている。ただし、アクターが連邦や州以外の場合、そのアクター自体の法的位置づけ、アクターが侵害した権利・利益の性質とその侵害がなされた過程まさにプロセスについて精査がなされなければならない。

(3) 3要素のバランスングテスト

USADAがドーピング検査の結果について異議を申し立てているアスリートに、証拠を開示したり、科学的な専門知識にアクセスしたりする機会を適正に提供することなく、検査結果の適正を絶

対的なものとし、アスリート側の極めて重い立証責任が充足されていないことを理由にアスリートの競技参加の権利を剥奪することは、重大な権利侵害行為となる可能性が高いことが指摘される³²。権利侵害の内容から、剥奪行為が連邦や州によるものであるならば直接デュー・プロセス条項違反を問題にして争うことができるが、USADAによる場合にはそれには該当しない。それゆえUSADAの行為をステイト・アクションとして法的に位置づけることができなければ、司法の場で救済を得ることは困難になる。そこでアスリートの命運を左右する基準となるのがMathews事件判決において採用された三要素のバランスングテストである。

3要素のバランスングテストは、権利・利益の剥奪という事実をその性質と剥奪に際するプロセスの適正と剥奪自体の正当性から精査すべく示されたものである。第1は剥奪される側の権利・利益の性質、第2は剥奪のプロセスにおいて誤りが生じる危険性とそれを回避するための具体的手段、第3は剥奪することによって生じる利益それぞれについて精査し、これらを総合してアクターの行為がステイト・アクションであるか否かを演繹的に判断すべしというものである³³。

そもそもUSADAは連邦直属の機関ではない。この行為をステイト・アクションであるとするためには、大きく2つのポイントがある。第1は、形式的側面で、アクターが公的機関の外見を呈することとその存立が国家と密接な関係の上で成り立っているという内的要因である。そして第2が、行為が実質的に国家行為であることを担保する要素の具体的精査としての3要素のバランスングテストである。

USADAは表面的にはプライベート・アクターでありながらその地位と役割・義務はステイト・アクターとしての様相を呈している。そもそも政府の行為を定義する様々なテストは、私的存在か公的存在かを区別する独立性を重視する³⁴。それゆえ、USADAがどちらに属するかについては、どのような要素に注目するかによって意見が分かれる。

公的存在としてステイト・アクションであるとする立場からは以下のような主張がなされている。その要点は、政府が問題とされる行為について私的存在である組織・機関にそれを強制あるいは奨励しているか否かに関するステイト・コンパルジョンテスト (state compulsion test) の下で、USADAはステイト・アクターと見做される³⁵。なぜなら、連邦政府は、USADAのドーピングケースに関する様々な情報の収集に積極的に関与しているというものである³⁶。さらに、USADAがアンチ・ドーピング活動において公的機関とともにその目的達成のために努力することを明確に宣言していることもその根拠となるという主張もある³⁷。また、WADAが、アンチ・ドーピング活動を強化する具体的手段として、違反行為にかかわったアスリートや関係者が協力的な証言を行った場合、その制裁を減じるといういわゆる司法取引 (plea bargaining) に類似するシステムをWADCに採用することで、実質的にその違反行為に対する公的処罰機関、場合によっては刑事当局との関係を密にしていることについても、ステイト・アクションを構成する要素として主張される³⁸。これに加え、USADAは議会で公認されたUSOCによって、私的で非営利の組織として作られたが、

その設立及び運営資金は、USOCと連邦政府によって供出され、財源の6割以上が連邦政府から出ているという指摘もなされている³⁹。

(4) ステイト・アクションの法理適用における問題

USADAはまさにUnited Statesの冠を持ち、財源についても連邦に依拠し、かつアメリカ国内のドーピング対策の中心的役割を担い、憲法の制限にも抵触するにもかかわらず、それでもなお、私的機関でその行為はステイト・アクションには該当しないという主張もなされている。その根拠は、機関が私法に基づき設立され、その運営も内規に従っているということ、すなわち連邦のコントロールから独立して活動しており、その役割の遂行は伝統的な連邦の行為とは合致しないというものである⁴⁰。したがって、USADAが担っている消極的な政府の役割をもってしてそれをステイト・アクションの公正要素とするべきではないというのである⁴¹。それゆえに3要素のバランステストによる精査が必須であり、特にドーピング技術の急激な進化とその対応という側面から、ドーピングの刑事的側面での違反とのかかわりも加え、USADAがステイト・アクターであるか否かの判断はより困難になってきている⁴²。

2. 刑法及び修正6条のドーピングケースへの適用

ドーピング仲裁手続は、連邦法に直接基づいていない紛争解決手段でありながら、その裁定によって影響を受けるアスリートの権利・利益は本来憲法上保障されるべきものである。しかし、その手続は、いわゆる刑事訴訟手続によることなく本来憲法上保障されている訴訟当事者——イメージとして刑事被告人——の権利・利益すなわち連邦憲法修正6条⁴³に規定された刑事被告人の諸権利を度外視しており、効率的にドーピング違反を認定し、アスリートの権利・利益を剥奪する手段となっているといっても過言ではない。しかもWADCはこの手続において、さらに司法取引まがいのシステムまで規定するにいたっている⁴⁴。すなわち、ADOの証拠が十分でない場合であってもアスリート本人がドーピング違反を認める証言をしたり、他のドーピング違反ケースにおいてADOや刑事司法当局と協力して内部告発や証言をしたりすると、アスリートの処分が軽減される⁴⁵。

ドーピング仲裁手続においては、刑事訴訟手続であれば法定代理人が私選、公選のいずれかで必ずつかなければならないがそれが保障されていないこと、自己負罪（self-incrimination）に対する被告人の権利、許しがたい漠然とした制裁に対する異議申し立ての権利、合理的な疑いを超える証拠の基準等、まさに憲法上の保障に関して極めて深刻な問題について適切な配慮がなされていないことが指摘されている⁴⁶。これを基本的な人権保障の第三者効力の議論と同様、理論的限界を理由に軽視することは、基本的人権保障において極めて憂慮すべきであることは容易に理解できよう。

CASの判例法やいわゆるスポーツ法（lex sportiva）は、アスリートが証言しない意思を表明したことを理由に違法の推定を正当化しているという指摘⁴⁷がなされている。象徴的なケースとしては、陸上男子100メートルの世界記録保持者だったTim Montgomeryのケース⁴⁸がある。このケー

スでは、いわゆるドーピング・テストにもとづいてCASがドーピング違反の裁定を下したものではない。ドーピング違反の根拠は、ドーピングの科学的分析による直接証拠ではない証拠に基づいた。すなわち、CASが根拠とした証拠は、アメリカの企業である栄養補助食品会社“BALCO”のステロイド疑惑についてなされた当局の捜査資料をUSADAが提供を受け、そのうえで同機関がその資料をもとにCASに処分を求めたケースである。CASは、その資料に加え、アメリカ女子短距離選手の証言や、秘密厳守・非公開であるはずの大陪審におけるMontgomeryの証言についてのサンフランシスコ新聞のレポート等に依拠し、さらにCASのパネルは、Montgomeryの証言拒否を本人に不利益になる判断材料として重視することを明言し、最終的にドーピング違反であるという裁定を下した⁴⁹のである。

CASの仲裁の過程を連邦刑事司法システムの観点からみると、それがいくら刑事手続ではないにしても、アスリートの権利・利益の性質を重視すれば、極めて深刻な違和感を否定しえない。刑事司法手続の下では、いくら被告人が有罪であるという事実が確固たるものであっても、だからと言って憲法、法律に適合しない手続、プロセスを容認するようなことは決してない。憲法上保障された権利を保護することがあくまで絶対命題であって、最初に結論ありきの決定プロセスが優先されることは、法常識上はあり得ないことは明らかである⁵⁰。

3. 聴聞の機会

(1) 規程上の欠陥

ステイト・アクションの法理や憲法のデュー・プロセス条項とはかかわりなく、WADCは、ドーピング違反で告発されたアスリートに聴聞の機会を与えている⁵¹。アスリートを告発したADOは、個別にドーピング違反があったのか否か、適切な処分であるかについて判断するための聴聞手続をとらなければならない⁵²。WADCの規定は、アスリートの基本的権利を尊重しているような外観を呈している。すなわち、ドーピング違反及びそれに対する異議申立の機会に関して公正かつ適時にアスリートに通知しなければならないこと、仲裁手続における当事者は双方とも証人を召喚し、尋問する権利を含む証拠提出権を有していること、聴聞のパネルは公正かつ公平であること、適時にその判断と理由が書面化されること等である⁵³。しかし、そこにはいわゆる刑事手続であれば確実に明記されていなければならない重大な権利保護に関する規定の欠陥がみられる。すなわち、証拠の開示義務と告発されたアスリートの公正な聴聞を担保するための制度的な支援についての規定が欠けていることは多少の注意を払えばすぐに気付くところである。

(2) 制度自体の欠陥

ドーピング違反であるとして告発されたアスリートは、自費で代理人を依頼する権利がある⁵⁴とされる。この規程がWADAによって設けられた意図は、各国のADOレベルの聴聞手続の適正を世界レベルで担保することにあるが、これが逆にアスリートの公正な聴聞の機会を侵奪する結果にな

り得ることが指摘されている⁵⁵。実際問題として、聴聞会に出席しなければならなくなったアスリートがドーピング違反の告発に対して自らを守るために、資格のある弁護士や科学的専門家を雇っているというようなことは皆無に近い。アスリートは、かような場面に遭遇してはじめて、弁護士や専門家のサポートが必要となるのであって、それを得るためにはチームメイト等の知り合いに頼るか、場合によってはインターネットで自ら探し当てるしかない。

アスリートが上記ハンディをカヴァーした稀有なケースとされるのがLandis事件⁵⁶である。このケースはアスリートがドーピング違反の告発に対して自力で異議を唱え争ったケースとして有名であるが、その手法はまさに現代的で、インターネットを最大限に利用した“Wiki Defense⁵⁷”と呼ばれるものであった。いわゆるwebコンテンツ・マネジメント・システムと言われるもので、インターネットを通じてLandisの聴聞の一部始終を映像も含め配信し、広く多方面からのサポートを得ることができたケースで、資金面でのサポートもその例外ではなかった。ドーピング検査の正否について、その検査についての専門的な知識に基づく判断を別にして、公正な聴聞の機会を最大限に活かして自らの主張を展開するためには、アスリートの権利擁護の観点から、法的助言が必要であることは明らかである。そもそも、ADOやCASはその成立の背景からも容易に理解できるように、組織構成、ノウハウ、経験、設立資金等あらゆる面で告発されたアスリートには太刀打ちできない総合的な力を有している。

それゆえ表面的に聴聞の機会を保障したとしても、アスリートに対して、代理人依頼権、証拠開示請求権、科学的専門知識へのアクセス、公正中立なパネルによる審査の保障等、聴聞自体の実質的公正、公平を担保していなければ、WADAの規程自体に手落ちがあるとして法的実効性の欠陥が指摘⁵⁸されても当然であろう。結果的に、WADAの規程に基づいた聴聞の場は、アスリートに対しての公正・中立を担保するものではなく、聴聞の場の独立性を優先するものであり、アスリートの基本的権利に十分な配慮がなされているとは言えないという指摘⁵⁹も納得しえるところである。

(3) パネルの中立性

法常識として、裁判官は、その厳格な中立性を法的に担保されていることは言うまでもない。アスリートの仲裁手続において裁定を下す立場にあるパネルについても当然この常識が妥当するはずである。しかし実際にはそうではないという指摘がなされている。Landis事件において、CASの裁定を覆す根拠の一つとしてこの指摘がなされた。すなわち、パネルを構成する仲裁人は本来独立かつ中立的立場であることが求められるわけだが、その仲裁人が、仲裁の場で、個別の問題に関してはCASの代弁者となることがありうる、つまり仲裁人でありながら同時並行して告発側の擁護者であるということが実際に許されている⁶⁰というのである。中立性と独立性を兼ね備えたはずの仲裁人がアンチ・ドーピング機関やスポーツ団体等の代理人として自由にふるまえることが許されていること自体、公正な仲裁の保障の意義に反するとする批判⁶¹は当然である。

CASの手続規程は、確かにその独立性と中立性を維持することを仲裁人に求めているが、聴聞

が行われる前にその仲裁人が担当する事件の当事者との間に何らかの利害関係が存していたか否かまで精査する仕組みはなく、それが十分に担保されるには至っていないという批判⁶²もなされている。このようなあいまいさが時として告発されたアスリート側に幸いすることも無きにしも非ずというところであるが、仲裁人の判断は自由な裁量に基づくものであり最高位の敬意が払われるべきものであるがゆえに、最終的に仲裁人の中立性はその良心に基づくものでなければならないというLandisの弁護士の主張⁶³は象徴的である。

IV. アスリートの権利保障の指針

ドーピング違反に関する仲裁手続はあくまで私的紛争解決手段のカテゴリーに属するが、その手続は、いわゆる司法における民事手続や刑事手続に準じる性格を有している⁶⁴。司法手続に準じる性格を有するということは、その紛争の一方の当事者でありドーピング違反で告発されているアスリートの権利・利益、特に憲法上の権利の保障についてその侵害がないよう十分な配慮がなされていなければならない。しかし、上にみたようにそれは十分なものとは言えない状況が容認されてきている。

確かに、私的紛争解決の基本として、当事者間に事前に同意がなされたうえで定められたルールに則って解決が図られるが、アスリートにとってその同意は、ある意味強制的なものであり、アスリートとして競技に参加するための絶対条件で、回避できない。告発されれば、最終的に潔白であったとしても、アスリート生命とアスリートの名声、諸権利、利益に重大な負の影響が及ぶ。アスリートとして純粋にその目的を達成することだけに専念していればドーピング問題とは無縁だということもできようが、今日の社会事情においてはそうはいきれない⁶⁵。しかもドーピングの根絶というスポーツ界の国際的テーマの実現が最優先されている事情から、その同意の強制には一定の正当性が付加される。

しかし、今日のドラッグ戦争の惨禍にあるスポーツ界のドーピング問題の解決のために基本的な公正を劣位に置くことは許されない。アスリートがこの紛争解決手続に同意したと正当に見做すことができるのは、その手続が身近で開かれたものである場合まさに基本的公正が担保された手続である場合にかぎられるとされる⁶⁶。そして、そのために手続に必要とされる指針として以下の3つがあげられよう。

(1) 公正を担保するための手続の透明化

スポーツ競技におけるフェアプレイと同様、ドーピング仲裁もまた当事者双方にあらゆる面で公正さが求められる。アスリートは強制的に受けさせられたテストの結果に基づいてはからずも無防備の状態で告発されてしまうリスクを負っているのに対して、告発者たるADO等の機関とCASの

仲裁パネルの間には密接な関係が存し、かつ豊富な経験と専門知識やドーピングに関する情報そして資金を有している。その時点ですでに仲裁当事者双方がフェアな状態で向き合っているとは到底いえない。それゆえ、手続の公正を担保するために手続を透明化するための具体的ルールが用意されなければならない。

告発されたアスリートは証拠や立証責任の面で最初からハンディを負っている。刑事手続のように厳格な証拠開示請求権等が認められているわけではない。それゆえ当事者間の対立において摩擦が生じるであろう利害の詳細、特に告発されたアスリートに生じるであろう不利益について明確な説明がなされる必要がある⁶⁷。さらにアスリートにとっては競技環境を把握することも重要となる。すなわち、自らの主張を判断するパネルについての詳細を知ることにより適切な戦い方を決める必要があり、そのためにパネルの構成員に関する詳細な情報や検査結果に関する詳細な情報の開示を求めることができなければならない。これが認められなければ、重厚な知識武装をして隠し玉持つようなパネルに対して適切な対応をすることは不可能である。また、場合によっては、暗中模索をしながらのアスリートの対応が制裁の対象にならないような配慮も必要であるとされる。司法手続では、審理を混乱させるような答弁等は制裁の対象となる可能性があるが、それはあくまで訴訟当事者間の公正が担保されているからであって、ドーピング仲裁に当てはめるべきではないとされる。⁶⁸

(2) アスリートを擁護する支援システムの構築

仲裁の裁定によるアスリートへの負の影響について最も重要なのは、仲裁手続が透明化されることを求めつつ、具体的にいかなる戦略、戦術によってふりかかってきた不利益の可能性を回避するかということである。巨人と小人ほどの力の差がある仲裁法廷で、巨人に立ち向かう知恵がなければ、アスリートに勝ち目はない。フェアプレイのための具体的環境整備が必要となってくる。

予期せずして告発されたアスリートは特に、弁護士や科学的知識を有した専門家に相談することなくいかなる対応をすべきかを判断することは不可能に近い。しかも、アスリートの大半は、かような専門家を雇うほどの資金力を有していない⁶⁹。刑事裁判であればまだしも、民事裁判においては本人訴訟が原則で、公費で弁護人を付けてもらうことができないのと同様に、ドーピング仲裁もその位置づけからすればそれは望めない。しかし、かようなアスリートの事情とは逆に、オリンピック・ムーブメントという御旗の錦の下で、IOCを頂点とする巨大な組織を後ろ盾にしている、USOCのような各国のスポーツ関連組織やWADA、CASまで告発されたアスリートと対峙する立場にある組織には、安定した資金力と豊富な経験、専門知識が蓄積されている。それら強大な力を持つ組織を相手にするにあたって、アスリートが無力であることは当然公平性を欠くことになる⁷⁰。真実を究明する場が健全に存しているとは言い難い。

国家レベルをしのぐ強大な権力を有する組織を後ろ盾にしたドーピング仲裁においては、その裁定の告発されたアスリートに与える不利益が単なる民事訴訟レベルでのそれとは比較にならないほ

ど重大であることを鑑み、IOCがイニシアティブをとって、アスリートに対する支援のシステムを構築する必要があることは容易に想像し得るところであり、実際にそのような指摘⁷¹がなされている。そしてこれは、ドーピング仲裁手続において適正手続条項違反を争う上でのステイト・アクション法理の議論のベースとなる部分でもある。

(3) アスリート同士の連携協力システム構築への啓発

アメリカでは、メジャースポーツのアスリートが選手会を作り加入者の諸権利を強力にガードするシステムが構築されていることはよく知られるところである。特にプロ野球のMLBはその名声と資金力を背景に世界最強の労働組合であるとさえ言われている。そしてこのような選手会に加入するプロのアスリートは、アメリカ国内で、アメリカの法システムと選手会によって強固に守られている。

これと比較して、アマチュアスポーツのアスリートは、特別な場合を除いてプロのアスリートのように資金力を有する者はほとんどおらず、強力な組合組織があるわけでもない。しかもこれらアスリートは、アメリカを代表して様々な競技会に参加して成果を出してきている。しかし、そうであっても、プロのアスリートのようにアメリカの法システムによって権利が保護されるような環境はない。MLBのようにアメリカ国内でのプレイが主であるのとは異なり、世界選手権のように世界各国からアスリートが参加し世界レベルで競技会が行われるという特殊事情が存する。そのアスリートの権利・利益を各国レベルでどのように保護するかについてはその法域における技術的検討を必要とする。しかし、オリンピック・ムーブメントという国際的活動をベースとするくくりで、全世界のアスリートを対象としてその権利・利益を守るための組織を構築することが必要であるという指摘⁷²は、その実現の困難さを認めつつも⁷³、根強く主張されており、アスリート自体がそれに向けて努力しなければならないことは確かである。

V. 結 び

スポーツの社会的役割の多様化が加速し、経済社会との結びつきがますます強くなっている世界情勢の中で、アスリートの置かれている状況もまた極めて複雑になってきている。ドーピング問題はかような背景の下で生じたアスリートへの負の影響であるということができよう。スポーツの本質に基づいてこの問題を単純に性善説や性悪説の立場から考えることができる時代ではないことは明らかである。ドーピングの誘惑を助長する今日的な社会状況にも問題がある一方で、アスリート自身にその意図がない場合であってもどこに落とし穴があるかわからない。いずれの場合にせよ、アスリート個人の尊厳を守らなければならないことだけは絶対命題である。

アンチ・ドーピング活動の崇高な理想実現は否定しようのないものである。その実現に向かって

世界規模での活動が展開していること、それにより一定の成果が上がっていることも事実である。しかし、これについては、理想の実現のために効率性が優先し、机上論に基づく合理的手続規程が採用されている傾向が強くみられる。世界レベルでいわゆる国際標準となる指針を提示し、迅速で蓋然的妥当性をよしとするドーピング仲裁手続は、そのスタート時点では一定の正当性を有していたとしても、今日においては、これまでの経験に基づき、よりアスリートに対する配慮がなされなければならないようになってきていることも確かである。アスリートがドーピング違反で告発されれば、重大な不利益を被ることになることは上にみてきたとおりであり、ドーピング仲裁は、大げさな表現をすれば、一旦嫌疑がかかれば完全な無罪放免が望めない現代の魔女裁判であるということもできるであろう。

それゆえ、アスリートの権利・利益をいかに保護すべきかという問題認識とその解決を得るために、今日行われているドーピング仲裁に対して、いかに法的救済を及ぼし得るかという観点から、司法の場で仲裁の裁定の妥当性を検証する手段として、ステイト・アクションの法理に基づく適正手続条項の適用可能性についてアメリカのケースをモデルに検討してきた。法域における救済手段の妥当性という点でさらなる理論的検討が必要であることは確かであるが、ステイト・アクションの法理が採用される可能性が高いことも確かであるように思われる。

2015年10月1日にスポーツ庁が発足し、鈴木大地氏が初代長官として就任したが、その翌日、初公式行事として反ドーピングに関するフォーラムに出席し、その活動に対する支援の充実を図ることを強調した旨の報道がなされたが、アンチ・ドーピング活動が国家と密接な関係の下で展開されるべきであることに言及したものと解するならば、そこにもステイト・アクションの法理適用の可能性を見出すことができよう。本稿においては、アメリカのケースを検討の糸口とするにとどまったが、より広い視点からアスリートの権利・利益保護とアンチ・ドーピング活動との理想的な関係については改めて検討が必要であると考えている。

註

- 1 拙稿「スポーツビジネスにおけるエンドースメント契約—モラル条項の法的意義とその背景」専修大学緑鳳学会 専修総合科学研究第17号166頁以下（2009年10月）。
- 2 拙稿「アンチ・ドーピングにおける人権侵害の一側面——ドーピング違反に関する手続における構造的問題を中心に——」専修大学緑鳳学会 専修総合科学研究第23号55頁以下（2015年10月）。
- 3 See World Anti-Doping Agency, World Anti-Doping Code (2015) [hereinafter "WADC"], <https://wada-main-prod.s3.amazonaws.com/resources/files/wada-2015-world-anti-doping-code.pdf> (May.1.2015.5:55 UTC). 日本語版については、<https://wada-main->

- prod.s3.amazonaws.com/resources/files/wada-world-anti-doping-code-2015-jpn.pdf. なお、最新のWADC以前の規程については、WADCの後ろに西暦を付す形で引用する。
- 4 See Maureen A. Weston, Doping Control, Mandatory Arbitration, and Process Dangers for Accused Athletes in International Sports, 10-1 Pepperdine Dispute Resolution L. J. 5 at 33 (2010).
 - 5 See WADC, *supra* note 3, at art. 3. 1.
 - 6 See *id.* 厳密には、“証明の程度は、聴聞パネルがアンチ・ドーピング機関の主張が真摯に行われているという心証を持ち、納得できる程度・・・”という文言で言い表されている。
 - 7 See *id.*
 - 8 See *id.* also see at art. 6.1.
 - 9 See *id.*
 - 10 See *id.* at art. 3.2.
 - 11 See Andrew Goldstone, Obstruction of Justice : The Arbitration Process for Anti-Doping Violations During the Olympic Games, 7 Cardozo J. Conflict Resol. 361 at 383 (2006).
 - 12 See WADC2003 at art.3.2.1.
 - 13 See WADC2009 at art.3.2.1.
 - 14 See Weston, *supra* note 4, at 34.
 - 15 例えば、Landis事件においては、ADOであるUSADAは、アスリート側からの再三の開示請求に応じなかったが、双方が応酬を繰り返した末に、問題とされるツアーレースにおける尿の検体とは別に採取した検体の検査にまで及ぶことになったことで、アスリート側にとって追加の証拠が得られることになったというケースがある。なお、Landis事件の概要については拙稿前掲註2、60頁以下参照。Also see USADA v. Landis, AAA No.30 190 0084 06 (2007).
 - 16 See Weston, *supra* note 4, at 34.at 15-16.
 - 17 See Bonnie D. Simone, LeMond Says He Was Threatened Not to Testify, ESPN.com, May 19 2007, <http://sports.espn.go.com/oly/cycling/news/story?id=2873907> (Sept. 27, 2015 07:13 UTC).
 - 18 See Richard H. McLaren, WADA Drug Testing Standards, 18 Marq. Sports L. Rev. 1 at 5 (2007).
 - 19 See Weston, *supra* note4, at 36.
 - 20 See *id.*
 - 21 See World Anti-Doping Agency, International Standards for Laboratories, Annex B, at 4.3, 4.4 (2008).

- 22 See World Anti-Doping Agency, *International Standards for Laboratories* ?5.0 (2009).
- 23 USADA v. Landis, *supra* note 15, at 76-77. Also see Landis v. USADA, CAS2007/A/1394 Floy Landis/USADA, award of 30 June 2008 at 48, 53-54 <http://www.usada.org/wp-content/uploads/CAS-2007-A-1394-Floyd-Landis-v-USADA.pdf> (Sept. 7, 2015 13:00 UTC).
- 24 See Gabrielle Kaufmann-Kohler & Antonio Rigozzi, *Legal Opinion on the Conformity of Article 10.6 of the 2007 Draft World Anti-Doping Code with Fundamental Rights of Athletes* 2.7, Nov. 13 2007, https://wada-main-prod.s3.amazonaws.com/resources/files/Legal_Opinion_Conformity_10_6_complete_document.pdf(Sept. 27, 2015 17:13 UTC).
- 25 See Ryan Connolly, Note, *Balancing the Justices in Anti-Doping Law : The Need to Ensure Fair Athletic Competition Through Effective Anti-Doping Programs vs. The Protection of Rights of Accused Athletes*, 5 *Va.Sports & Ent.L.J.* 161 at 182 (2006).
- 26 See e.g. *Michels v. U.S. Olympic Comm.*, 741 F.2d 155 (7th Cir. 1984).
- 27 See e.g. *Brentwood Acad. v. Tenn. Secondary Sch. Athletic Ass'n*, 531 U.S. 288 at 291 (2001).
- 28 See *Weston*, *supra* note 4, at 40.
- 29 U.S.Con. Amnd.14th.
- 30 *Mathews v. Eldridge*, 424 U.S. 319 (1976).
- 31 See *Weston*, *supra* note 4, at 40.
- 32 See *Mathews*, 424 U.S. 319 at 328-349.
- 33 See *id.*
- 34 See *Defrantz v. United States Olympic Committee (USOC)*, 492 F. Supp. 1181 at 1192-93 (1980).
- 35 See Paul C. McCaffrey, Note, *Playing Fair : Why the United States Anti-Doping Agency's Performance-Enhanced Adjudications Should Be Treated as State Action*, 22 *Wash. U. J. L. & Pol'y* 645 at 664, 673-74 (2006).
- 36 See *id.* at 654, 674.
- 37 See *Weston*, *supra* note 4, at 41.
- 38 See *id.*
- 39 See McCaffrey, *supra* note 35, at 650.
- 40 See Dionne L. Koller, *Does The Constitution Apply to the Actions of the United States Anti-Doping Agency ?*, 50 *St. Louis U. L. J.* 91 at 113 (2001).

41 See *id.* at 118.

42 See Michael Straubel, *Is the International Convention Against Doping in Sport the Missing Link to USADA Being a State Actor and WADC Coverage of U.S. Pro Athletes?*, 19 Marq. Sports L. Rev. 63 at 63 (2008).

43 U.S.Con. Amnd.6th.

44 See WADC2009 at art. 10. 6.

45 See *id.*

46 See McCaffrey, *supra* note 34, at 648.

47 See e.g. *USADA v. Collins*, AAA No. 30 190 00658 04 (2004).

48 *USADA v. Montgomery*, CAS 2004/O/645 (2004).

49 See *id.*

50 See Weston, *supra* note 4, at 44.

51 See WADC 2015, *supra* note 3 at art. 8.

52 See *id.*

53 See *id.*

54 See *id.*

55 See Weston, *supra* note 4, at 45.

56 See Landis, *supra* note15.

57 See Darcy C. Plymire, *The Wiki Defense ; Contesting the Status of Knowledge in the Floyd Landis Doping Case*, 1 Int'l J. Sport Comm. 307 at 314 (2008).

58 See Weston, *supra* note 4, at 46.

59 See Michael A. Hiltzik, *Athlete's Unbeatable Foe*, L.A.Times, Dec. 10. 2006, <http://www.latimes.com/news/la-sp-doping10dec10-story.html> (Sept. 13.2015.1:17 UTC).

60 *Landis v. USADA*, Amended Motion to Vacate Arbitration Award, No. CV-08-06330 (C.D. Cal. filed Nov. 3, 2008).

61 See Jason Gubi, *The Olympic Binding Arbitration Clause and the Court of Arbitration for Sport : An Analysts of Due Process Concerns*, 18 Fordham Intell. Prop. Media & Ent. L. J. 997 at 1011 (2008).

62 See Weston, *supra* note 4, at 47.

63 See Landis, *supra* note 60, at 26.

64 See Michael Straubel, *Enhancing the Performance of the Doping Court : How the Court of Arbitration for Sport Can Do Its Job Better*, 36 Loy. U. Chi. L. J. 1206 at 1212 (2006).

65 拙稿、前掲註2、56頁。

66 Nathalie Korchia, Symposium, Int'l Sports Law & Business in the 21st Century, Fundamental Guarantees with Respect to Disciplinary Proceedings—Some Reflections, 15 Marq. Sports L. Rev. 29 at 35 (2004).

67 See Straubel, *supra* note 64, at 1216.

68 See Weston, *supra* note 4, at 48.

69 See Melissa R. Bitting, Mandatory, Binding Arbitration for Olympic Athletes : Is the Process Better or Worse for Job Security ?, 25 Fla. St. U. L. Rev. 655 at 677 (1998).

70 See Weston, *supra* note 4, at 49.

71 See *id.*

72 See Straubel, *supra* note 64, at 1234.

73 See Weston, *supra* note 4, at 50.